

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和7年度及び令和8年度において豊富町が締結しようとする契約のうち表1の左欄に掲げる種類の契約に係る競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等または同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあつては、当該資格を、表2の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

表1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は 特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般・農業・水産・森林土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	
物件（印刷物を除く。以下同じ。）の製造の請負契約	物件の製造	物件
その他の契約		

表2（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事
A	3,000万円以上	4,000万円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上
B	3,000万円未満 1,800万円以上	4,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満 3,500万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上
C	1,800万円未満			3,500万円未満	700万円未満	800万円未満

第2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、（1）から（3）までのいずれにも該当すること。

- （1） 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- （2） 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3） 町税及び国税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- （1） 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事

ア（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 令和7年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業、又は鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

（イ） 資格審査の申請をする日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）の1年7月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

（ウ） 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

（ア） 客観的審査事項

平成6年建設省告示第1461号に定める項目等による総合評定値

(イ) 主観的審査事項

(1) 工事施行成績

(2) 社会貢献活動（別記様式により提出すること）

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(5) 印刷物の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

ウ 印刷物の製造に必要な印刷機を所有（リースしている場合を含む。）していること

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(8) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(9) 物件の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が10人以上であること。

(10) その他

アからイまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

第3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第4 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に申請を受け付ける。

- (1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者
申請の受付期間は、令和7年2月1日から令和7年2月28日まで（郵送の場合は消印有効）
（ただし、窓口受付は土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
受付時間は、午前は9時00分から12時00分まで、午後は13時00分から17時00分まで
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日。

2 申請の方法

資格審査の申請は、豊富町建設課事業係に申請書類を提出（郵送可）することにより行わなければならない。

資格審査の申請様式は、工事・設計等については、「市町村の統一様式」及び別紙誓約書を提出することとし、物品等については、ホームページに掲載されている「豊富町様式」により提出するものとする。

第5 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により継承した者
- (2) (1) に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事又は造園工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第4の2に規定する申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）から令和9年3月31日までとする。ただし、共同企業体にあつては、当該共同企業体が結成され、資格を有すると認めた日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）からその年の年度の末日までを有効期間とする。

第7 変更届の提出について

1 次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をすること。

- (1) 商号又は名称に変更があつたとき
- (2) 組織に変更があつたとき（協同組合等にあつては構成員に変更があつたとき）
- (3) 代表者に変更があつたとき
- (4) 所在地に変更があつたとき
- (5) 電話番号に変更があつたとき
- (6) 建設業の許可及びその他の登録等に関する事項に変更があつたとき（許可等の有効期間を単純更新した場合、新たに経営事項審査結果通知を受けた場合の提出の必要なし。）
- (7) 受任者に関する事項に変更があつたとき
- (8) その他「建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票」の記載内容に変更があつたとき、資格を辞退するとき

2 変更の届出

変更の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届（市町村の統一様式 様式12）を作成し、変更事項によってその事実を証する書類を添付して提出（郵送可）すること。

第8 委任状について

委任状については、本店の代表者が受任者に1年間を通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出すること。

委任状の委任期間は、令和7年度・令和8年度の2カ年間及び令和7年度1年間のいずれかとすること。

第9 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の（3）に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る事業又は営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。